

学校徴収金等口座振替手続きについて(お願い)

箕面市立小中学校では、お子様の学校活動で必要となる経費のうち、保護者様にご負担いただく給食費・教材費等のいわゆる「学校徴収金等」を、口座振替(引落し)により徴収しています。つきましては、「口座振替依頼書」を配布いたしますので、下記および裏面をご参照の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

1. お手続き方法について

(1) 取扱金融機関

- ・ **池田泉州銀行**もしくは**三井住友銀行**
- ・ 上記の金融機関であれば、**市内外問わずどの支店の口座でも可能**です。
- ・ 上記の金融機関に普通預金口座をお持ちでない場合は、大変お手数ですが、いずれかの金融機関窓口等にて、まずは新規口座の開設をお願いいたします。

(2) 口座振替依頼書の提出

- ・ 口座振替依頼書に必要事項をご記入・金融機関お届け印をご捺印の上、取扱金融機関窓口へご提出ください(裏面記入見本参照)。
- ・ 上記の金融機関に普通預金口座をお持ちであれば、**どの支店でも提出可能**です。
- ・ 児童生徒ひとりにつき1枚の提出が必要です。
- ・ 口座振替依頼書は箕面市立小中学校のほか、箕面市教育委員会事務局学校事務センター、池田泉州銀行箕面市内の各支店窓口でも配布しています。

金融機関窓口への提出期限

令和4年(2022年)2月28日(月) (土日祝を除く)

2. 学校徴収金等の口座振替について

(1) 振替日について

- ・ 原則6月～翌年3月まで、毎月9日に振替します。
- ・ 振替の日程は、入学後に学校からお知らせいたします。
- ・ 残高不足により引落しができなかった場合は、27日に再度、振替を行いますので、指定する期日までに登録口座へご入金をお願いいたします。
- ・ 再振替でも引落しができなかった場合は、児童手当または就学援助費(受給者のみ)から徴収する場合があります。

(2) 振替内容について

- ・ 給食費、教材費、修学旅行等に伴う積立金、スポーツ振興センター災害共済掛金、PTA会費などの費用が対象です。
- ・ 費目や金額などの詳細は、入学後に学校からお知らせいたします。

《問い合わせ先》箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局
学校生活支援室 学校事務センター
箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階34番窓口
電話：072-724-6779(直通)

箕面市学校徴収金 預金口座振替依頼書
兼 児童手当にかかる学校給食費等の徴収等に関する

記入見本

取扱金融機関
箕面市長 宛
箕面市教育長

私は、箕面市学校徴収金を下記預金口座から口座振替によって支払うことを了承し、約定を確認のうえ依頼します。

私は、児童手当法第21条第2項の規定に基づき、当該児童生徒、同一世帯のきょうだいにかかる学校徴収金に未納が生じた場合、その費用に充てるため、箕面市長から支給を受ける児童手当の額から、未払期日をもちまして未払に充てる旨を申し出ます。なお、本申出書は、申出の補償とします。(原簿に記入)

※ボールペンで記入してください。

ご入学予定の学校名を記入してください。在校生のかたは在籍している学校名を記入してください。

お子様のお名前・フリガナ・生年月日

ご記入日

児童生徒	記入日	令和●●年●●月●●日	
	フリガナ	ミノオ	ハナコ
	名前	箕面 花子	
	生年月日	平成●●年●●月●●日	
申込者 (保護者・児童手当受給者)	フリガナ	ミノオ ジロウ	
	名前	箕面 二郎	
	住所	〒562-●●●● 箕面市●●●●●丁目●●●-●●●△△号室	
	電話番号	(●●●) ●●●●-●●●●	
			印 印 印 印

児童手当は、子どもの健やかな成長に役立てられています。学校徴収金に未納が生じないようにお願いします。

姓と名の間は1マス空ける。濁点は1マス使う。

児童手当法では学用品費や給食費等の学校徴収金を児童手当に基づき、児童手当から学校徴収金の支払いに充てさせていただきます。

2枚目にも押印

いずれかを記入

支店コード

該当するところに○

口座番号を右詰めで記入 (右詰めで記入下さい)

金融機関	銀行	池田泉州	三井住友				
	支店	●●●	●●●				
	預金種目	本店	支店出張所				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6
フリガナ	ミノオ	シ	ロウ				
名前	箕面 二郎						

金融機関お届出印

押印

取扱金融機関 (池田泉州銀行・三井住友銀行のいずれかに限る。)

金融機関で照合しますので、はっきりと押印してください。2枚目にも押印

- 約定 —
- 銀行に請求書が送付されたときは、貴行において、私に通知することなく、振替指定日に指定口座から納付書等の記載金額を振替納付してください。
 - 預貯金の払出手続については、普通預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
 - 振替後は、領収書の発行は不要です。
 - 指定口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却しても異議ありません。
 - この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合は、私に通知することなく解除されても異議ありません。
 - この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行及び箕面市教育委員会へ通知します。
 - この口座振替の取り扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

(受付印)

箕面市使用欄

照合	入力	取扱者

複写の用紙3枚とも、金融機関窓口へご提出ください。